



議 第 166 号
令和5年7月27日

白岡市議会

議会運営委員長 菱 沼 あゆ美 様

白岡市議会議長 大 島



白岡市議会の改革・活性化に関する取組事項について（諮問）

このことについて、今年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律では、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向け、地方議会は「議事機関として住民が選挙した議員をもって組織される」という位置付けと、「重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使する」という役割が規定されました。

また、議員は「議会の権限の適切な行使に資するため、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」という職務が明記されました。

加えて、地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続のオンライン化が可能となりました。

さらに、両院の附帯決議においては、「地方議会のデジタル化」や「議員報酬の在り方」等について政府が適切な措置を講じるべきであると明記されました。

当市議会といたしましては、このような国の動向、大きく変容する議会を取り巻く社会経済情勢、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題の状況等を踏まえ、議会改革・活性化の取組を推進したいと考えています。

ついては、議会運営委員会において、検討・協議をお願いしたく、下記のとおり地方自治法第109条第3項第3号の規定により、諮問します。

記

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 諮問事項 | 白岡市議会の改革・活性化に関する取組事項について |
| 2 答申期限 | 第一次答申：令和5年10月中旬 |
| | 中間答申：令和5年12月中旬 |
| | 最終答申：令和6年2月中旬 |